

檜葉町住宅応急修理制度の相談について

令和3年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震における、災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされており、住宅応急修理の取扱について定められました。町でも相談窓口を設置しておりますので、ご相談ください。

1 対象者

以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- (1) 当該災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者

2 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとする。

	応急修理の緊急性の高い部位
1	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外壁の補修、壊れた床の補修
2	壊れたドア、窓等の開口部の補修
3	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
4	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

●留意事項

- ・内装のみを修理する場合は対象外です
- ・電化製品、エアコン等の修理は対象外です。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

1世帯あたり 595,000円以内（準半壊は、300,000円以内）

【受付に必要な書類】

- ① 住宅の応急修理申込書（様式1号）
- ② 災証明書
- ③ 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
- ④ 修理見積書（様式3号）※後日、提出可だが、工事決定までに必要
- ⑤ 資力に関する申出書（様式2号）
- ⑥ 所有者の同意書（様式7号）※借家の場合のみ

●相談窓口

檜葉町役場 建設課

建築住宅係 0240-23-6106

※裏面に手続きフロー